

## 付録

- ・ 熊本市介護保険条例
- ・ 熊本市介護保険法等の施行に関する規則
- ・ 熊本市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則
- ・ 熊本市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則
- ・ 熊本市介護保険料減免取扱要綱
- ・ 熊本市介護認定審査会運営要綱
- ・ 熊本市地域包括支援センター運営協議会の組織及び運営に関する要綱
- ・ 熊本市地域密着型サービス運営委員会運営要綱
- ・ 熊本市居宅介護支援事業者協議会会則
- ・ 熊本市介護給付費準備基金条例

熊本市介護保険条例〔介護保険課〕

平成12年3月30日

条例第5号

改正 平成13年3月30日条例第19号

平成14年9月25日条例第45号

平成14年12月25日条例第54号

平成15年3月17日条例第22号

平成18年3月28日条例第26号

平成20年3月18日条例第20号

平成20年9月19日条例第84号

平成21年3月26日条例第27号

平成22年3月8日条例第51号

平成23年12月19日条例第53号

平成24年3月22日条例第57号

平成27年3月6日条例第20号

平成27年7月3日条例第52号

平成29年3月24日条例第17号

平成30年3月26日条例第25号

令和元年7月2日条例第7号

令和2年3月31日条例第38号

令和2年12月18日条例第64号

令和3年3月24日条例第34号

令和3年3月24日条例第56号

令和6年3月22日条例第31号

(趣旨)

第1条 本市の行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の例による。

(保険料率)

第3条 第1号被保険者の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とす

る。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 34,944円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 43,776円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 49,920円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 67,200円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 76,800円

(6) 次のいずれかに該当する者 84,480円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には0とする。）をいう。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 99,840円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 115,200円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに

該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 130,560円

ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 145,920円

ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 161,280円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 176,640円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第14号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 192,000円

ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 207,360円

ア 合計所得金額が920万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る

部分を除く。)に該当する者を除く。)

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 222,720円

(平18条例26・全改、平21条例27・平24条例57・平27条例20・平30条例25・令元条例7・  
令3条例34・令3条例56・令6条例31・一部改正)

(普通徴収に係る納期)

第4条 保険料の納期は、毎月末日とする。

- 2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができ  
る。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。  
い。
- 3 次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。  
ない。
- 4 納期ごとに分割した金額に100円未満の端数があるときは当該端数金額の全額を、当該分割した  
金額が100円未満であるときはその全額を第6条第1項に規定する普通徴収に係る納期終了後に到  
来する最初の納期に係る金額に合算するものとする。ただし、次条第1項の規定により保険料の  
額を算定する納期であって第6条第1項に規定する普通徴収に係るものがある場合においては、  
当該納期に係る分割した金額に100円未満の端数があるときは当該端数金額の全額を、当該納期に  
係る分割した金額が100円未満であるときはその全額を当該納期のうち最初に到来するものに係る  
金額に合算するものとする。

(平13条例19・平14条例45・平29条例17・一部改正)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

- 第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者  
に係る保険料の額の算定は、当該取得した日の属する月から月割りをもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係  
る保険料の額の算定は、当該喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
  - 3 保険料の賦課期日後に第3条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号  
イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ又は令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福  
祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第2号  
口、第3号口、第4号口若しくは第5号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額  
は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割りにより算定した当該第1号被保険者  
に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第3条第6号から第14号まで又は令  
第39条第1項第1号から第5号までの規定のいずれかに該当する者として月割りにより算定した

保険料の額との合算額とする。

- 4 前項の規定により算定した合算前の保険料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平18条例26・平21条例27・平24条例57・平27条例20・令6条例31・一部改正)

(普通徴収の特例)

第6条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、当該第1号被保険者について、当該保険料の賦課期日の属する年度の前年度分(以下この項において「前年度分」という。)の市町村民税の課税非課税の別又は前年度分の市町村民税に係る合計所得金額及び所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額を算定の基礎として第3条の規定の例により算定した額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額)をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(平21条例27・平29条例17・平30条例25・一部改正)

(普通徴収の特例に係る保険料の額の修正の申出等)

第7条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度分の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定により徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

(保険料の額の通知)

第8条 保険料の額を決定したときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

( 公示送達 )

第9条 法第143条により準用する地方税法第20条の2の規定による公示送達は、市役所及び各区役所の掲示場に掲示して行うものとする。

( 平13条例19・追加、平21条例27・平23条例53・一部改正 )

( 保険料の督促 )

第10条 納付義務者が納期限までに保険料を完納しないときは、市長は、納期限の日の翌日から起算して30日以内に、発行の日から起算して10日以上を指定した督促状を発しなければならない。ただし、第12条の規定により介護保険料の徴収を猶予する場合は、この限りでない。

( 平13条例19・追加 )

( 延滞金 )

第11条 保険料の納付義務者は、納期限後に保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算しなければならない。

2 前項の延滞金に100円未満の端数があるときはその端数金額を、当該延滞金の額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金の全部又は一部を免除することができる。

( 平13条例19・旧第9条線下、平29条例17・一部改正 )

( 保険料の徴収猶予 )

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を当該保険料に係る納期限までに納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によってその納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間に限って徴収猶予をすることができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止又は廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者並びにその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(平13条例19・旧第10条線下)

(保険料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で必要があると認められるときは、保険料を減免することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止又は廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合

(5) その他規則で定める場合

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者並びにその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちに

その旨を市長に申告しなければならない。

(平13条例19・旧第11条線下、平15条例22・平22条例51・一部改正)

(保険料に関する申告)

第14条 第1号被保険者は、毎年度4月15日(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者については、当該取得した日から起算して15日を経過する日)までに、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該本人の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者、その世帯に属する世帯主及び世帯員の前年分の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該第1号被保険者、その世帯に属する世帯主及び世帯員が同項ただし書に規定する者である場合においては、この限りでない。

(平13条例19・旧第12条線下、平14条例54・平18条例26・一部改正)

(介護認定審査会の委員の定数)

第15条 熊本市介護認定審査会の委員の定数は、304人以内とする。

(平13条例19・旧第13条線下、平24条例57・一部改正)

(報酬)

第16条 委員の報酬は、日額18,000円とする。

2 前項に定めるもののほか、委員の報酬については、熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第27号)の規定を準用する。

(平13条例19・旧第14条線下、平15条例22・一部改正)

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平18条例26・追加)

(罰則)

第18条 市長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(平13条例19・旧第15条線下、平18条例26・旧第17条線下)

第19条 市長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められた者が正当な理由なしにこれに応じないときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(平13条例19・旧第16条繰下、平18条例26・旧第18条繰下・一部改正)

第20条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(平13条例19・旧第17条繰下・一部改正、平18条例26・旧第19条繰下、平30条例25・一部改正)

第21条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料又は第11条第1項に規定する延滞金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平13条例19・旧第18条繰下・一部改正、平18条例26・旧第20条繰下)

第22条 第18条から前条までに規定する過料を徴収しようとする場合に発する納付書に記載される納付期限は、当該納付書を発する日から起算して10日以上を経過した日でなければならない。

(平13条例19・旧第19条繰下・一部改正、平18条例26・旧第21条繰下・一部改正)

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年度における保険料率等に係る経過措置)

第2条 平成12年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,875円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 7,313円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 9,750円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 12,188円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 14,625円

2 第3条第2項及び前項の規定にかかわらず、第14条に規定する保険料に関する申告を行わない第1号被保険者の平成12年度における保険料率は、令第38条第2項に規定する基準額の4分の1とする。

3 平成12年度の普通徴収に係る納期について、第4条第1項を適用する場合は、同項中「毎月末日」とあるのは「10月以後毎月末日」とし、同条第2項中「別に定めることができる」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期を納期とすることができる」とする。

( 平13条例19・一部改正 )

( 平成13年度における保険料率等に係る経過措置 )

第3条 平成13年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 14,625円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 21,938円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 29,250円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 36,563円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 43,875円

2 第3条第2項及び前項の規定にかかわらず、第14条に規定する保険料に関する申告を行わない第1号被保険者の平成13年度における保険料率は、令第38条第2項に規定する基準額の4分の3とする。

3 平成13年度においては、10月から翌年3月までの納期に納付すべき保険料の額は、4月から9月までの納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とするものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

( 平13条例19・一部改正 )

( 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合の経過措置 )

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、同年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額(次条において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該取得した日が属する月を含み、当該喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

( 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号に至った場合等の経過措置 )

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を

有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。)口若しくは八、第2号口、第3号口又は第4号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、口及び八、第2号口、第3号口並びに第4号口に該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、口及び八、第2号口、第3号口並びに第4号口に該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から同年9月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月1日から同月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、口及び八、第2号口、第3号口並びに第4号口に該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに当該該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、口及び八、第2号口、第3号口並びに第4号口に該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、同項第1号イ、口及び八、第2号口、第3号口並びに第4号口に該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除

して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の特例)

第6条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(平13条例19・平29条例17・平30条例25・令2条例64・一部改正)

(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

第7条 下益城郡富合町の編入の日(以下「富合町編入日」という。)前に旧富合町介護保険条例(平成12年条例第27号。以下「旧富合町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 2 富合町編入日前に旧富合町条例の規定により賦課し、又は賦課すべきであった保険料の賦課徴収は、旧富合町条例の例による。
- 3 富合町編入日以後に旧下益城郡富合町の区域内に住所を有する場合の第1号被保険者(当該区域内の住所地特例対象施設に入所等をする事により当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を有する者のうち、当該住所地特例対象施設への入所等の際下益城郡富合町の編入前の本市の区域内に住所を有していたと認められるものを除く。)に対する平成20年度の保険料の賦課に係る保険料率は、旧富合町条例の例による。
- 4 富合町編入日以後に第1号被保険者の転居(本市の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。)があつた場合で、前項の規定により転居前及び転居後の区域に適用される保険料率が異なる場合の保険料の額は、転居前の区域に適用される保険料率により転居の日の属する月の前月までの月割りにより算定した保険料の額と転居後の区域に適用される保険料率により転居の日の属する月からの月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。
- 5 富合町編入日前に法第13条の規定により旧下益城郡富合町の第1号被保険者であつた者が富合

町編入日以後継続して住所地特例対象施設に入所等をしている場合の平成20年度の保険料の賦課に係る保険料率は、旧富合町条例の例による。

- 6 富合町編入日以後本市の第1号被保険者であって旧下益城郡富合町の区域内に住所を有していると認められるものが、新たに法第13条の規定の適用を受ける場合及び下益城郡富合町の編入前の本市の区域内の住所地特例対象施設に入所等をする事により当該住所地特例対象施設の所在する場所に転居を行った場合の平成20年度の保険料の賦課に係る保険料率は、旧富合町条例の例による。
- 7 富合町編入日前に旧富合町条例の規定により旧下益城郡富合町において発行された督促状に係る督促手数料については、旧富合町条例の例による。
- 8 富合町編入日前にした旧富合町条例の規定に違反する行為及び第2項の規定により例によることとされる旧富合町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、旧富合町条例の例による。

(平20条例84・追加)

(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)

第8条 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日(以下「2町編入日」という。)前に旧城南町介護保険条例(平成12年条例第15号。以下「旧城南町条例」という。)又は旧植木町介護保険条例(平成12年条例第2号)(以下「旧2町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 2 2町編入日前に旧2町条例の規定により賦課した、又は賦課すべきであった保険料の賦課徴収(保険料の減免を除く。)は、それぞれ旧2町条例の例による。
- 3 2町編入日以後に旧下益城郡城南町の区域内に住所を有する場合の第1号被保険者(当該区域内の住所地特例対象施設に入所等をする事により当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を有する者のうち、当該住所地特例対象施設への入所等の際下益城郡城南町の編入前の本市及び旧鹿本郡植木町の区域内に住所を有していたと認められるものを除く。)又は2町編入日以後に旧鹿本郡植木町の区域内に住所を有する場合の第1号被保険者(当該区域内の住所地特例対象施設に入所等をする事により当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を有する者のうち、当該住所地特例対象施設への入所等の際鹿本郡植木町の編入前の本市及び旧下益城郡城南町の区域内に住所を有していたと認められるものを除く。)に対する平成21年度の保険料の賦課に係る保険料率は、それぞれ旧2町条例の例による。
- 4 2町編入日から平成22年度の保険料の賦課期日の前日までの間に第1号被保険者の転居(本市の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。)があった場合で、前

項の規定により転居前及び転居後の区域に適用される保険料率が異なる場合の保険料の額は、転居前の区域に適用される保険料率により転居の日の属する月の前月までの月割りにより算定した保険料の額と転居後の区域に適用される保険料率により転居の日の属する月からの月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

- 5 2町編入日前に法第13条の規定により旧下益城郡城南町又は旧鹿本郡植木町の第1号被保険者であった者が2町編入日以後継続して住所地特例対象施設に入所等をしている場合の平成21年度の保険料の賦課に係る保険料率は、それぞれ旧2町条例の例による。
- 6 2町編入日以後本市の第1号被保険者であって旧下益城郡城南町の区域内に住所を有していると認められるものが、新たに法第13条の規定の適用を受ける場合並びに下益城郡城南町の編入前の本市及び旧鹿本郡植木町の区域内の住所地特例対象施設に入所等をする事により当該住所地特例対象施設の所在する場所に転居を行った場合又は2町編入日以後本市の第1号被保険者であって旧鹿本郡植木町の区域内に住所を有していると認められるものが、新たに法第13条の規定の適用を受ける場合並びに鹿本郡植木町の編入前の本市及び旧下益城郡城南町の区域内の住所地特例対象施設に入所等をする事により当該住所地特例対象施設の所在する場所に転居を行った場合の平成21年度の保険料の賦課に係る保険料率は、それぞれ旧2町条例の例による。
- 7 平成22年度又は平成23年度の保険料の賦課期日（保険料の賦課期日後に本市の第1号被保険者の資格を取得した場合には、当該取得した日を含む。以下この項において同じ。）において旧下益城郡城南町の区域内に住所を有する第1号被保険者に対する保険料率は、当該賦課期日の属する年度に限り、旧城南町条例の例による。
- 8 前項の規定により旧城南町条例の例による保険料率により平成22年度の保険料を賦課する場合における普通徴収に係る納期は、旧城南町条例の例による。
- 9 2町編入日前に旧2町条例の規定により旧下益城郡城南町又は旧鹿本郡植木町において発行された督促状に係る督促手数料については、それぞれ旧2町条例の例による。
- 10 2町編入日前にした旧2町条例の規定に違反する行為及び第2項の規定により例によることとされる旧2町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、それぞれ旧2町条例の例による。

（平22条例51・追加）

（改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第9条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、同年4月1日から行うものとする。

(平27条例20・追加)

(平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,780円とする。

(平27条例52・追加)

(平成30年度における保険料率の特例)

第10条の2 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,504円とする。

(平30条例25・追加、令元条例7・令2条例38・一部改正)

(令和元年度における保険料率の特例)

第10条の3 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,420円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,560円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、58,812円とする。

(令元条例7・追加)

(令和2年度における保険料率の特例)

第10条の4 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,336円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,420円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、56,784円とする。

(令2条例38・追加)

(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条の5 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,040円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,800円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和

5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,760円とする。

(令3条例34・追加)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条の6 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(令3条例34・追加)

(令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条の7 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,888円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,416円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,536円とする。

(令6条例31・追加)

(熊本市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

第11条 熊本市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成11年条例第28号)は、廃止する。

(平20条例84・旧第7条線下、平22条例51・旧第8条線下、平27条例20・旧第9条線下、平27条例52・旧第10条線下)

(熊本市火災予防条例の一部改正)

第12条 熊本市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（平20条例84・旧第8条繰下、平22条例51・旧第9条繰下、平27条例20・旧第10条繰下、平27条例52・旧第11条繰下）

（熊本市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部改正）

第13条 熊本市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例（平成2年条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（平20条例84・旧第9条繰下、平22条例51・旧第10条繰下、平27条例20・旧第11条繰下、平27条例52・旧第12条繰下）

（熊本市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 前条の規定による改正後の熊本市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の規定は、平成12年4月1日以後に行われるホームヘルパーの派遣に係る手数料について適用し、同日前に行われたホームヘルパーの派遣に係る手数料については、なお従前の例による。

（平20条例84・旧第10条繰下、平22条例51・旧第11条繰下、平27条例20・旧第12条繰下、平27条例52・旧第13条繰下）

附 則（平成13年3月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月25日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月25日条例第54号）

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、平成16年度以後の年度分の保険料について適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月17日条例第22号）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料について適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 平成15年度における第6条第1項に規定する普通徴収の特例の適用については、同項中「その者の前年度分の保険料の額」とあるのは、「その者の前年度の保険料の額が、19,500円の者にあつては24,000円、29,250円の者にあつては36,000円、39,000円の者にあつては48,000円、48,750

円の者にあつては60,000円、58,500円の者にあつては72,000円（前年度において第1号被保険者の資格を取得した者にあつては、市長が定める額）」とする。

附 則（平成18年3月28日条例第26号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例）

- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当するもの

36,430円

(2) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当するもの

36,430円

(3) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当するもの

45,810円

(4) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受ける者（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当するもの

41,400円

- (5) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当するもの 41,400円
- (6) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当するもの 50,230円
- (7) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第4号に該当するもの 59,610円  
(平20条例20・一部改正)

4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当するもの 45,810円
- (2) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当するもの 45,810円
- (3) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当するもの 50,230円
- (4) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当するもの 55,200円
- (5) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当するもの 55,200円
- (6) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての

- の世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当するもの 59,610円
- (7) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第4号に該当するもの 64,030円
- 5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の平成18年介護保険等改正令（以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当するもの 45,810円
- (2) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当するもの 45,810円
- (3) 新条例第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当するもの 50,230円
- (4) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第1号に該当するもの 55,200円
- (5) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第2号に該当するもの 55,200円
- (6) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第3条第1項第3号に該当するもの 59,610円
- (7) 新条例第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課さ

れていないものとした場合、新条例第3条第1項第4号に該当するもの 64,030円

(平成20条例20・追加)

(平成18年度における普通徴収の特例の適用)

- 6 平成18年度における新条例第6条第1項に規定する普通徴収の特例の適用については、同項中「その者の前年度分の保険料の額」とあるのは、「その者の前年度の保険料の額が、24,000円の者にあつては27,600円、36,000円の者で当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年中の公的年金等の収入金額及び当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額の合計額が80万円以下のものにあつては27,600円、36,000円の者で当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年中の公的年金等の収入金額及び当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額の合計額が80万円を超えるものにあつては41,400円、48,000円の者にあつては55,200円、60,000円の者で当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が200万円未満のものにあつては69,000円、60,000円の者で当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が200万円以上のものにあつては82,800円、72,000円の者で当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が400万円未満のものにあつては82,800円、72,000円の者で当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が400万円以上のものにあつては96,600円(前年度の賦課期日の翌日以後において第1号被保険者の資格を取得した者にあつては、市長が定める額)」とする。

(平成20条例20・旧第5項線下)

7 略

8 略

附 則(平成20年3月18日条例第20号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月19日条例第84号)

この条例は、平成20年10月6日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

3 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、44,100円とする。

4 平成21年度における保険料率は、新条例第3条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第3条第1号に掲げる者 24,456円
- (2) 新条例第3条第2号に掲げる者 24,456円
- (3) 新条例第3条第3号に掲げる者 36,684円
- (4) 新条例第3条第4号に掲げる者 48,912円
- (5) 新条例第3条第5号に掲げる者 55,026円
- (6) 新条例第3条第6号に掲げる者 61,140円
- (7) 新条例第3条第7号に掲げる者 67,254円
- (8) 新条例第3条第8号に掲げる者 73,368円
- (9) 新条例第3条第9号に掲げる者 85,596円
- (10) 令附則第11条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者 42,798円

5 平成22年度における保険料率は、新条例第3条及び附則第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第3条第1号に掲げる者 24,828円
- (2) 新条例第3条第2号に掲げる者 24,828円
- (3) 新条例第3条第3号に掲げる者 37,242円
- (4) 新条例第3条第4号に掲げる者 49,656円
- (5) 新条例第3条第5号に掲げる者 55,863円
- (6) 新条例第3条第6号に掲げる者 62,070円
- (7) 新条例第3条第7号に掲げる者 68,277円
- (8) 新条例第3条第8号に掲げる者 74,484円
- (9) 新条例第3条第9号に掲げる者 86,898円
- (10) 令附則第11条第3項において準用する同条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者 43,449円

(平成21年度から平成23年度までにおける新条例第5条第3項の適用)

6 平成21年度から平成23年度までにおける新条例第5条第3項の規定の適用については、同項中

「第8号イ又は」とあるのは「第8号イ若しくは」と、「至った第1号被保険者」とあるのは「至った第1号被保険者又は第1号被保険者であって令附則第11条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する第1号被保険者に該当するに至ったもの」と、「第8号まで又は」とあるのは「第8号まで若しくは」と、「いずれかに該当する者」とあるのは「いずれかに該当する者又は令附則第11条第2項に規定する第1号被保険者に該当する者」とする。

（平成21年度における新条例第6条第1項の適用）

- 7 平成21年度における新条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「その者の前年度分の保険料の額」とあるのは「その者の前年度分の保険料の額が、27,600円の者にあつては24,456円を、41,400円の者にあつては36,684円を、45,810円の者にあつては42,798円を、50,230円の者又は55,200円の者（前年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。）が課されていない者に限る。）にあつては48,912円を、55,200円の者（前年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者に限る。）、59,610円の者又は64,030円の者にあつては55,026円を、69,000円の者にあつては61,140円を、82,800円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が300万円未満の者に限る。）にあつては67,254円を、82,800円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が300万円以上の者に限る。）にあつては73,368円を、96,600円の者にあつては85,596円」と、「普通徴収する。」とあるのは「普通徴収する。ただし、前年度の賦課期日の翌日以後において第1号被保険者の資格を取得した者又は新条例附則第7条第2項から第6項までの規定の適用を受けていた者にあつては、市長が別に定める額をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。」とする。

附 則（平成22年3月8日条例第51号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月19日条例第53号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第57号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第16条第1項及び第2項（これらの規定を同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、39,600円とする。

4 令附則第17条第1項及び第2項（これらの規定を同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、55,440円とする。

（平成24年度における新条例第6条第1項の適用）

5 平成24年度における新条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「その者の前年度分の保険料の額」とあるのは「その者の前年度分の保険料の額が、25,200円の者にあつては31,680円を、37,800円の者（令附則第16条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者に限る。）にあつては39,600円を、37,800円の者（令附則第16条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者を除く。）にあつては47,520円を、44,100円の者にあつては55,440円を、50,400円の者にあつては63,360円を、56,700円の者にあつては71,280円を、63,000円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が190万円未満の者に限る。）にあつては79,200円を、63,000円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が190万円以上の者に限る。）又は69,300円の者にあつては87,120円を、75,600円の者にあつては95,040円を、88,200円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が600万円未満の者に限る。）にあつては110,880円を、88,200円の者（当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が600万円以上の者に限る。）にあつては120,384円」と、「普通徴収する。」とあるのは「普通徴収する。ただし、前年度の賦課期日の翌日以後において第1号被保険者の資格を取得した者又は新条例附則第8条第7項の規定の適用を受けていた者にあつては、新条例第3条に規定する保険料率の額の範囲内において市長が別に定める額をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。」とする。

附 則（平成27年3月6日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成27年度における新条例第6条第1項の適用)

- 3 平成27年度における新条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「その者の前年度分の保険料の額」とあるのは「その者の前年度分の保険料の額が、31,680円の者にあつては34,200円を、39,600円の者にあつては42,756円を、47,520円の者にあつては51,300円を、55,440円の者にあつては59,856円を、63,360円の者にあつては68,400円を、71,280円の者(当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が120万円未満の者に限る。)にあつては78,660円を、71,280円の者(当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が120万円以上の者に限る。)及び79,200円の者にあつては88,920円を、87,120円の者(当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が290万円未満の者に限る。)にあつては102,600円を、87,120円の者(当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が290万円以上の者に限る。)及び95,040円の者にあつては112,860円を、110,880円の者(当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が500万円未満の者に限る。)にあつては123,120円を、110,880円の者(当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が500万円以上の者に限る。)にあつては129,960円を、120,384円の者(当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が700万円未満の者に限る。)にあつては136,800円を、120,384円の者(当該年度の当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額が700万円以上の者に限る。)にあつては143,640円」と、「普通徴収する。」とあるのは「普通徴収する。ただし、前年度の賦課期日の翌日以後において第1号被保険者の資格を取得した者にあつては、新条例第3条に規定する保険料率の額の範囲内において市長が別に定める額をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。」とする。

附 則(平成27年7月3日条例第52号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第10条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

附 則(平成29年3月24日条例第17号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第6条の規定は、平成29年4月1日以後に徴収する延滞金(平成

26年1月1日以後の期間に係るものに限る。)について適用する。

附 則(平成30年3月26日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成30年度における新条例第3条及び第6条第1項の適用)

- 4 平成30年4月から同年7月までの納期に納付すべき保険料に係る新条例第3条及び第6条第1項の規定の適用については、新条例第3条第1号中「介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)」とあるのは「介護保険法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第307号)による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)(以下「改正前令」という。)」と、同条第2号から第5号までの規定中「令」とあるのは「改正前令」と、同条第6号ア中「第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。)」とあるのは「第292条第1項第13号に規定する合計所得金額」とする。

附 則(令和元年7月2日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第10条の2及び第10条の3の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月31日条例第38号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月18日条例第64号)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本市国民健康保険条例附則第11項の規定、第2条の規定による改正後の熊本市介護保険条例附則第6条の規定及び第3条の規定による改正後の熊本市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金につ

いて適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月24日条例第34号）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月24日条例第56号）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月22日条例第31号）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

熊本市介護保険法等の施行に関する規則〔介護保険課〕

平成12年3月31日

規則第40号

改正 平成12年9月13日規則第65号  
平成13年3月30日規則第17号  
平成15年3月28日規則第27号  
平成17年9月30日規則第95号  
平成18年3月31日規則第55号  
平成18年5月18日規則第61号  
平成19年3月30日規則第33号  
平成21年3月31日規則第32号  
平成22年3月19日規則第25号  
平成23年9月29日規則第64号  
平成24年3月29日規則第83号  
平成25年2月28日規則第8号  
平成25年12月12日規則第80号  
平成26年2月28日規則第3号  
平成27年3月30日規則第42号  
平成27年7月31日規則第60号  
平成28年3月23日規則第14号  
平成28年7月15日規則第90号  
平成28年9月27日規則第100号  
平成29年3月31日規則第30号  
平成30年3月26日規則第18号  
平成30年7月25日規則第60号  
平成31年3月6日規則第11号  
令和2年3月30日規則第42号  
令和2年6月19日規則第62号  
令和3年3月26日規則第21号  
令和3年6月9日規則第52号  
令和4年3月31日規則第32号

令和5年3月31日規則第44号

令和6年3月29日規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)及び熊本市介護保険条例(平成12年条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(合議体の数)

第2条 熊本市介護認定審査会(以下「審査会」という。)に係る政令第9条に規定する合議体(以下「合議体」という。)の数は、38とする。

(平24規則83・一部改正)

(合議体を構成する委員の定数)

第3条 一の合議体を構成する委員の定数は、7人以内とする。

(座長等)

第4条 各合議体に座長及び副座長を置き、当該合議体を構成する委員の互選により定める。

2 座長は、当該合議体を代表し、その会務を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 各合議体の会議は、その座長が招集する。

(判定業務の受託)

第6条 審査会は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者で、介護保険の被保険者でない140歳以上65歳未満のものに係る同法に基づく介護扶助の決定のための審査判定業務を受託することができる。

(特例居宅介護サービス費等の額)

第7条 法第42条第3項に規定する特例居宅介護サービス費の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)により算定した額の100分の90(同項の規定を法第49条の2第1項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の80、同条第2項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の70)とする。

2 法第54条第3項に規定する特例介護予防サービス費の額は、指定介護予防サービスに

要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定した額の100分の90（同項の規定を法第59条の2第1項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の80、同条第2項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の70）とする。

（平18規則55・平27規則42・平27規則60・平30規則60・一部改正）

（特例地域密着型介護サービス費等の額）

第7条の2 法第42条の3第2項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）により算定した額の100分の90（同項の規定を法第49条の2第1項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の80、同条第2項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の70）とする。

2 法第54条の3第2項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額は、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）により算定した額の100分の90（同項の規定を法第59条の2第1項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の80、同条第2項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の70）とする。

（平18規則55・追加、平27規則60・平30規則60・一部改正）

（特例居宅介護サービス計画費等の額）

第8条 法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額は、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）により算定した額の100分の100とする。

2 法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）により算定した額の100分の100とする。

（平18規則55・平25規則80・一部改正）

（特例施設介護サービス費の額）

第9条 法第49条第2項に規定する特例施設介護サービス費の額は、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）により算定した額の100分の90（同項の規定を法第49条の2第1項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の80、同条第2項の規定により読み替えて適用する場合にあっては100分の70）とする。

(平17規則95・平27規則60・平30規則60・一部改正)

(特例特定入所者介護サービス費等の額)

第9条の2 法第51条の4第2項に規定する特例特定入所者介護サービス費及び法第61条の4第2項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額から同号に規定する食費の負担限度額を控除した額又は法第61条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額から同号に規定する食費の負担限度額を控除した額
- (2) 法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の基準費用額から同号に規定する居住費の負担限度額を控除した額又は法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額から同号に規定する滞在費の負担限度額を控除した額

(平17規則95・追加、平27規則42・一部改正)

(サービス費等の額の特例)

第10条 法第50条各項及び第60条各項の規定によるサービス費等の額の特例(以下「サービス費等の特例」という。)に係る割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とするものとする。

- (1) 省令第83条第1項第1号及び第97条第1項第1号に掲げる事由に該当する場合(水害による場合を除く。) 次の表の左欄に掲げる被保険者の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合を限度として、当該損害の程度を勘案して市長が定める割合

被保険者の区分	割合
条例第3条第1号に該当する者	100分の100
条例第3条第2号及び第3号に該当する者	100分の97
条例第3条第4号から第15号までに該当する者	100分の94

- (2) 省令第83条第1項第1号及び第97条第1項第1号に掲げる事由に該当する場合(水害により床上浸水の損害を受けた場合に限る。) 次の表の左欄に掲げる被保険者の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合

被保険者の区分	割合
条例第3条第1号に該当する者	100分の100
条例第3条第2号及び第3号に該当する者	100分の97
条例第3条第4号から第15号までに該当する者	100分の94

- (3) 省令第83条第1項第2号から第4号まで及び第97条第1項第2号から第4号までに

掲げる事由に該当する場合（前年中の収入額に対する当該年中の収入額又は収入の見込み額が2分の1以上減少すると認められるときに限る。） 次の表の左欄に掲げる前年中の収入額に応じて同表の右欄に掲げる割合

前年中の収入額	割合
150万円以下	100分の100
150万円を超え300万円以下	100分の97
300万円を超え450万円以下	100分の97
450万円を超えるとき	100分の94

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、第2号被保険者が同項第1号及び第2号の被保険者の区分に該当する場合のサービス費等の特例に係る割合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に掲げる割合を限度とし、当該損害の程度を勘案して市長が定める割合とする。

第2号被保険者の区分	割合
(1) 被保護者（生活保護法第6条第1項の被保護者をいう。）及び要保護者（同条第2項の要保護者をいう。）であって、サービス費等の特例に係る右欄の割合を適用されたならば保護を必要としなくなる者	100分の100
(2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が市町村民税を課されていない者並びにサービス費等の特例に係る右欄の割合を適用されたならば保護を必要としなくなる者	100分の97
(3) 前2号に該当しない者	100分の94

（平18規則55・平21規則32・平24規則83・平27規則42・平27規則60・平28規則100・令6規則53・一部改正）

（特例適用申請）

第11条 サービス費等の特例の適用を受けようとする者は、あらかじめ別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に該当する場合 官公署の発行する罹災証明書その他の損害の内容、程度等を確認できるもの
- (2) 前条第1項第3号に該当する場合 給与の明細書、年金額を証明する書類その他収

入の種類及び当該年中の収入額等を確認できるもの

(平28規則100・一部改正)

(特例適用期間)

第12条 サービス費等の特例を適用する期間は、前条第1項の申請書が提出された日の属する月の初日から申請書が提出された日の属する年度の末日までとする。

2 第10条第1項第1号及び第2号又は同条第2項に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該事由の発生した月の翌月から12月を限度とし、サービス費等の特例を適用することができる。

(平21規則32・平28規則100・一部改正)

(保険料の減免)

第13条 条例第13条の規定による保険料の減免の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第13条第1項第1号に掲げる場合(水害による場合を除く。)に該当し、かつ、当該第1号被保険者の属する世帯の当該保険料の賦課期日の属する年(当該日が1月1日から3月31日までの日に該当する場合にあっては、その前年。以下「賦課期日所属年」という。)の前年の合計所得金額(条例第3条第6号アに規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が600万円以下である場合 当該第1号被保険者の保険料の額に、次の表の左欄に掲げる被保険者の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合を限度として、当該損害の程度を勘案して市長が定める割合を乗じて得た額

当該年度の被保険者の区分	割合
条例第3条第1号から第3号までに該当する者	10分の10
条例第3条第4号から第11号までに該当する者	10分の4

(2) 条例第13条第1項第1号に掲げる場合(水害により、床上浸水の損害を受けた場合に限る。)に該当し、かつ、当該第1号被保険者の属する世帯の賦課期日所属年の前年の合計所得金額が600万円以下である場合 当該第1号被保険者の保険料の額に次の表の左欄に掲げる被保険者の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額

当該年度の被保険者の区分	割合
条例第3条第1号から第3号までに該当する者	10分の10
条例第3条第4号から第11号までに該当する者	10分の4

(3) 条例第13条第1項第2号から第4号までに掲げる場合に該当し、かつ、当該第1号被保険者の属する世帯の賦課期日所属年の前年の合計所得金額が600万円以下である場

合 当該第1号被保険者の保険料の額に次の表に掲げる被保険者の区分に応じて同表の収入の区分に掲げる割合を乗じて得た額

当該年度の被保険者の区分	収入の区分	賦課期日所属年の前年中の収入額に対する賦課期日所属年中の収入額又は収入の見込み額が4分の1以上2分の1未満減少するとき。	賦課期日所属年の前年中の収入額に対する賦課期日所属年中の収入額又は収入の見込み額が2分の1以上減少するとき。
条例第3条第1号から第3号までに該当する者		20分の10	20分の20
条例第3条第4号から第11号までに該当する者		20分の5	20分の10

2 条例第13条第1項第5号に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定めるところにより、保険料の減免を行うものとする。

(1) 第1号被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合  
当該拘禁の期間に係る保険料全額の免除

(2) 第1号被保険者が条例第3条第2号又は第3号に該当する場合であって、生活保護法第8条の基準を参酌して市長が生活に困窮していると認める場合 条例第3条第1号に定める額に相当する額に減額

(3) その他市長が特別の事由があると認める場合 市長が定める額に減額

(平13規則17・平15規則27・平18規則55・平18規則61・平21規則32・平24規則83・平27規則42・平28規則90・平29規則30・平30規則18・令6規則53・一部改正)

(減免申請)

第14条 保険料の減免を受けようとする者は、別に定める減免に係る申請書(以下「減免申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 減免申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 収入等の調査に関する同意書

イ 官公署の発行する罹災証明書その他損害の内容、程度等を確認できるもの

(2) 前条第1項第3号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 収入等の調査に関する同意書

イ 給与の明細書、年金額を証明する書類その他の収入の種類及び賦課期日所属年の前年中の総収入金額及び賦課期日所属年中の総収入金額又はその見込額を確認できるもの

ウ 収入の減少の原因となった事由を確認できるもの

(3) 前条第2項第1号に該当する場合 刑事施設又は労役場その他これらに準ずる施設の発行する在所証明書等その他当該施設に拘禁されていることを確認できるもの

(4) 前条第2項第2号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 収入状況等申告書

イ 収入状況等の調査に関する同意書

ウ 生活困窮の状態を確認できる書類

(5) 前条第2項第3号に該当する場合 収入状況等の調査に関する同意書その他の市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に定められた添付書類の提出がなされなかった場合は、相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、期間内に補正がなされない場合は、申請を却下することができる。

(平15規則27・平22規則25・平28規則90・平29規則30・一部改正)

(減免の適用期間)

第15条 第13条第1項の規定により減免の対象となる保険料の額は、当該年度の保険料のうち、減免申請書が提出された日以後に納期(特別徴収に係る保険料の減免については、法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払の日をいう。以下同じ。)が到来する保険料の額とする。

2 第13条第1項第1号及び第2号に該当する場合における保険料の減免は、前項の規定にかかわらず、当該年度を超えて行うことができるものとする。この場合において、減免の対象となる期間は、当該事由の発生した月の翌月から12月を限度とする。

3 第13条第2項に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、当該年度(同条第2項第1号に該当する場合にあっては、当該拘禁の期間)の保険料のうち、減免申請書が提出された日以前に納期が到来している保険料についても保険料を減免できるものとする。ただし、既に当該年度の保険料の全額を普通徴収の方法により納付している場合を除く。

4 市長が特に必要と認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、減免申請書が提出された日前に納期が到来している保険料（既に普通徴収の方法により納付しているものを除く。）についても保険料を減免できるものとする。

（平22規則25・一部改正）

（決定通知）

第16条 サービス費等の特例の適用又は保険料の減免について決定したときは、当該申請者に速やかに通知しなければならない。

（減免事由消滅等の届出）

第17条 サービス費等の特例の適用又は保険料の減免を受けた者は、その事由が消滅したときは、その旨を直ちに市長に届出なければならない。

（サービス費等の特例の適用又は保険料の減免の取消し）

第18条 サービス費等の特例の適用又は保険料の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市長は、これらの決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為によりサービス費等の特例の適用又は保険料の減免を受けたと認められるとき。

(2) 資力の回復その他事情の変化によって、サービス費等の特例の適用又は保険料の減免の要件に該当しないこととなったとき。

（平15規則27・全改）

第19条 削除

（平18規則55）

（徴収職員）

第20条 市長又はその委任を受けた職員（以下「徴収職員」という。）は、介護保険料の賦課徴収及びそのための調査又は検査、介護保険料の滞納処分並びに介護保険料の犯則事件の調査を行う。

2 徴収職員は、前項の規定に関する事務を行う場合においては、介護保険料徴収職員証（様式第1号）及び熊本市職員証に関する訓令（平成17年訓令第7号）に規定する職員証その他の本市の職員であることを示す証明書（本人の写真を添付したものに限る。）を携帯し、関係人の請求があったときには、これらを併せて提示しなければならない。

（平12規則65・追加、平19規則33・平22規則25・一部改正）

（雑則）

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平12規則65・旧第20条線下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)

2 平成21年度における第13条の規定の適用については、同条第1項第1号中「条例第3条第1号から第3号まで」とあるのは「条例第3条第1号から第3号まで、旧城南町介護保険条例(平成12年条例第15号。以下「旧城南町条例」という。)第2条第1号から第3号まで又は旧植木町介護保険条例(平成12年条例第2号。以下「旧植木町条例」という。)第4条第1号から第3号まで」と、「条例第3条第4号から第9号まで」とあるのは「条例第3条第4号から第9号まで、旧城南町条例第2条第4号から第6号まで又は旧植木町条例第4条第4号から第8号まで」とし、同項第2号及び第3号中「条例第3条第1号から第3号まで」とあるのは「条例第3条第1号から第3号まで、旧城南町条例第2条第1号から第3号まで又は旧植木町条例第4条第1号から第3号まで」と、「条例第3条第4号から第9号まで」とあるのは「条例第3条第4号から第9号まで、旧城南町条例第2条第4号から第6号まで又は旧植木町条例第4条第4号から第8号まで」とし、同条第2項第2号中「条例第3条第3号」とあるのは「条例第3条第3号、旧城南町条例第2条第3号又は旧植木町条例第4条第3号」と、「条例第3条第1号」とあるのは「条例第3条第1号、旧城南町条例第2条第1号又は旧植木町条例第4条第1号」とする。

(平22規則25・追加)

3 平成22年度及び平成23年度における第13条の規定の適用については、同条第1項第1号中「条例第3条第1号から第3号まで」とあるのは「条例第3条第1号から第3号まで又は旧城南町介護保険条例(平成12年条例第15号。以下「旧城南町条例」という。)第2条第1号から第3号まで」と、「条例第3条第4号から第9号まで」とあるのは「条例第3条第4号から第9号まで又は旧城南町条例第2条第4号から第6号まで」とし、同項第2号及び第3号中「条例第3条第1号から第3号まで」とあるのは「条例第3条第1号から第3号まで又は旧城南町条例第2条第1号から第3号まで」と、「条例第3条第4号から第9号まで」とあるのは「条例第3条第4号から第9号まで又は旧城南町条例第2条第4号から第6号まで」とし、同条第2項第2号中「条例第3条第3

号」とあるのは「条例第3条第3号又は旧城南町条例第2条第3号」と、「条例第3条第1号」とあるのは「条例第3条第1号又は旧城南町条例第2条第1号」とする。

(平22規則25・追加)

(熊本市介護認定審査会に関する規則の廃止)

- 4 熊本市介護認定審査会に関する規則(平成11年規則第59号)は、廃止する。

(平22規則25・旧第2項線下)

(被災被保険者に係るサービス費等の特例等)

- 5 被災被保険者(法第9条に規定する被保険者で、平成23年3月11日において特定被災区域(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。)に住所を有し、かつ、当該被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が同条第1項に規定する東日本大震災(以下「東日本大震災」という。)による被害を受けたものをいう。以下同じ。)に係るサービス費等の特例に係る割合は、第10条の規定にかかわらず、100分の100とする。

(平23規則64・追加)

- 6 前項に規定するサービス費等の特例の適用を受けようとする者は、第11条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の申請書に被災被保険者に該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により明らかにすべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(平23規則64・追加)

- 7 附則第5項に規定するサービス費等の特例を適用する期間は、第12条の規定にかかわらず、同項に規定するサービス費等の特例に係る第11条第1項の申請書が提出された日から次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日までとする。

(1) 次に掲げる被災被保険者 令和7年2月28日

ア 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定による指示において設定された帰還困難区域に該当するため避難を行っている者

イ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示において設定された避難指示解除準備区域(平成27年4月1日前に指定が解除されたものに限る。)に該当したため、又は特定避難勧奨地点(原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点として設定し

- た地点をいう。以下同じ。) (平成26年4月1日以後に指定が解除されたものに限る。)に存する住居に居住していたため避難を行っている者(以下「旧避難指示解除準備区域等の被災被保険者」という。)のうち合計所得金額が633万円未満のもの
- ウ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示において設定されていた緊急時避難準備区域に該当したため、又は特定避難勧奨地点(平成26年4月1日前に指定が解除されたものに限る。)に存する住居に居住していたため避難を行っている者(以下「旧緊急時避難準備区域等の被災被保険者」という。)のうち合計所得金額が633万円未満のもの
- エ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示において設定された避難指示解除準備区域(平成27年4月1日以後平成28年4月1日前に指定が解除されたものに限る。)に該当したため避難を行っている者(以下「平成27年度指定解除旧避難指示解除準備区域の被災被保険者」という。)のうち合計所得金額が633万円未満のもの
- オ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示において設定された居住制限区域又は避難指示解除準備区域(平成28年4月1日以後平成30年4月1日前に指定が解除されたものに限る。)に該当したため避難を行っている者(以下「平成28年度及び平成29年度指定解除旧居住制限区域等の被災被保険者」という。)のうち合計所得金額が633万円未満のもの
- カ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示において設定された帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域(平成31年4月1日以後令和2年4月1日前に指定が解除されたものに限る。)に該当したため避難を行っている者(以下「令和元年度指定解除旧居住制限区域等の被災被保険者」という。)のうち合計所得金額が633万円未満のもの
- キ 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第17条の2第1項の特定避難指示区域(同条第6項の規定により認定された特定復興再生拠点区域であって令和4年4月1日以後令和5年4月2日前に指定が解除されたものの区域に限る。)に該当したため避難を行っている者(以下「令和4年度指定解除旧特定復興再生拠点区域の被災被保険者」という。)のうち合計所得金額が633万円未満のもの
- ク 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項の特定避難指示区域(同条第6項の規定により認定された特定復興再生拠点区域であって令和5年4月2日以後令和6年4月1日前に指定が解除されたものの区域に限る。)に該当したため避難を行って

いる者（以下「令和5年度指定解除旧特定復興再生拠点区域の被災被保険者」という。）のうち合計所得金額が633万円未満のもの

- (2) 令和5年度指定解除旧特定復興再生拠点区域の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 令和6年9月30日
- (3) 令和4年度指定解除旧特定復興再生拠点区域の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 令和5年9月30日
- (4) 令和元年度指定解除旧居住制限区域等の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 令和2年9月30日
- (5) 平成28年度及び平成29年度指定解除旧居住制限区域等の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 平成29年9月30日
- (6) 平成27年度指定解除旧避難指示解除準備区域の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 平成28年9月30日
- (7) 旧避難指示解除準備区域等の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 平成27年9月30日
- (8) 旧緊急時避難準備区域等の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 平成26年9月30日
- (9) 前各号に掲げる者以外の被災被保険者 平成24年9月30日  
(平26規則3・全改、平27規則42・平28規則14・平29規則30・平30規則18・平31規則11・令2規則42・令3規則21・令4規則32・令5規則44・令6規則53・一部改正)

(被災被保険者に係る減免の基準等の特例等)

8 被災被保険者（附則第10項の期間を経過していない者に限る。）に係る条例第13条の規定による保険料の減免の割合は、第13条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 前項第1号イからカまでに規定する区域又は地点であって平成27年にその指定が解除されたものの被災被保険者 10分の5
- (2) 前号に掲げる者以外の被災被保険者 10分の10  
(平23規則64・追加、令5規則44・令6規則53・一部改正)

9 前項に規定する保険料の減免の適用を受けようとする者は、第14条第2項の規定にかかわらず、減免申請書に被災被保険者に該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により明らかにすべき事実を市長が公簿等によって

確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(平23規則64・追加)

10 第15条第2項後段の規定にかかわらず、附則第8項に規定する保険料の減免を受ける者の減免の対象となる期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる期間を限度とする。この場合において、第15条第4項中「保険料(既に普通徴収の方法により納付しているものを除く。)」とあるのは「保険料」とする。

- (1) 附則第7項第1号(イ及びウを除く。)に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から168月
- (2) 附則第7項第1号イ及びウに規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から156月
- (3) 附則第7項第2号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から162月
- (4) 附則第7項第3号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から150月
- (5) 附則第7項第4号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から114月
- (6) 附則第7項第5号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から78月
- (7) 附則第7項第6号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から66月
- (8) 附則第7項第7号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から54月
- (9) 附則第7項第8号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から42月
- (10) 附則第7項第9号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から18月

(平24規則83・全改、平25規則8・平26規則3・平27規則42・平28規則14・平29規則30・平30規則18・平31規則11・令2規則42・令3規則21・令4規則32・令5規則44・令6規則53・一部改正)

(熊本地震被災被保険者に係る保険料の減免の特例等)

11 熊本地震被災被保険者(法第9条に規定する被保険者で、平成28年熊本地震による被

害を受けたものをいう。)に係る条例第13条の規定による保険料の減免の額は、第13条に規定するもののほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、同条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる区分並びに次の各号に掲げる区分のうち2以上に該当するときは、これらのうちその者に最も有利な区分によるものとする。

- (1) 平成28年熊本地震により、第1号被保険者の居住に係る住居が、本市が行う平成28年熊本地震の被害の状況の調査における全壊、大規模半壊又は半壊に相当する程度の損害を受けたと認められる場合 当該第1号被保険者の保険料の額に次の表の左欄に掲げる損害の程度に応じて同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額

損害の程度	割合
全壊に相当するとき。	10分の10
大規模半壊又は半壊に相当するとき。	10分の5

- (2) 平成28年熊本地震により、熊本地震が発生した時における第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下この項において「生計維持者」という。)が死亡し、障害者(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。)となり、又は負傷若しくは疾病により重態となった場合 全額

- (3) 平成28年熊本地震により、生計維持者の賦課期日所属年の不動産所得に係る総収入金額、事業所得に係る総収入金額、給与所得に係る総収入金額又は山林所得に係る総収入金額(以下この号において「事業収入等」という。)のいずれかにつき減少額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。)が平成27年の当該事業収入等の10分の3以上となる減少が見込まれ、かつ、生計維持者の平成27年の合計所得金額のうち事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円以下である場合 当該第1号被保険者の保険料の額に生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る平成27年の所得の合計額を乗じて得た額を生計維持者の平成27年の合計所得金額で除して得た額に、次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額

生計維持者の平成27年の合計所得金額	割合
190万円以下	10分の10
190万円を超えるとき。	10分の8(生計維持者の事業の廃止、失業等により当分の間収入を得ることができない場合にあっては、10分の

- (4) 平成28年熊本地震により生計維持者が行方不明となった場合 全額  
 (平28規則90・追加、平29規則30・平30規則60・令2規則62・令3規則21・一部改正)

12 前項前段の規定による保険料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を減免申請書に添付しなければならない。ただし、市長は、必要がないと認めるときは、当該書類の一部の提出を省略させることができる。

- (1) 前項第1号に該当する場合 第14条第2項第1号に掲げる書類  
 (2) 前項第2号に該当する場合 次に掲げる書類  
 ア 収入等の調査に関する同意書  
 イ 死亡診断書、精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳をいう。）、身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳をいう。）、医師の診断書その他の死亡し、障害者となり、又は負傷若しくは疾病により重態となったことを確認できるもの  
 (3) 前項第3号に該当する場合 第14条第2項第2号に掲げる書類  
 (4) 前項第4号に該当する場合 次に掲げる書類  
 ア 収入等の調査に関する同意書  
 イ 警察署長に提出した行方不明者に係る届出その他行方不明であることを確認できるもの

(平28規則90・追加)

13 第15条の規定にかかわらず、附則第11項に規定する保険料の減免（同項後段の規定により第13条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる区分によりされる減免を含む。）を受けようとする者の減免の対象となる保険料の額は、平成28年度分の保険料の額及び平成29年度分の保険料のうち平成29年9月30日までの間に納期が到来する保険料の額とする。この場合において、第15条第4項中「保険料（既に普通徴収の方法により納付しているものを除く。）」とあるのは、「保険料」とする。

(平28規則90・追加、平29規則30・一部改正)

(熊本地震被災被保険者に係るサービス費等の特例等)

14 熊本地震被災被保険者であって、平成28年熊本地震により次の各号のいずれかに該当することとなったものに係るサービス費等の特例に係る割合は、第10条の規定にかかわらず、100分の100とする。

- (1) その居住に係る住居の全壊若しくは半壊又はこれに準ずる被災があったこと。
- (2) 熊本地震被災被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は負傷若しくは疾病により重態となったこと。
- (3) 熊本地震被災被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が行方不明であること。
- (4) 熊本地震被災被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が事業を廃止し、又は休止したこと。
- (5) 熊本地震被災被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が失業したことにより収入を得ることができないこと。

(平28規則100・追加、平29規則30・一部改正)

15 前項の規定によるサービス費等の特例の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を第11条第1項の申請書に添付しなければならない。ただし、市長は、必要がないと認めるときは、当該書類の一部の提出を省略させることができる。

- (1) 前項第1号に該当する場合 第11条第2項第1号に掲げる書類
- (2) 前項第2号に該当する場合 次に掲げる書類
  - ア 収入状況等申告書
  - イ 収入等の調査に関する同意書
  - ウ 死亡診断書、医師の診断書その他の死亡し、又は負傷若しくは疾病により重態となったことを確認できるもの
- (3) 前項第3号に該当する場合 次に掲げる書類
  - ア 収入状況等申告書
  - イ 収入等の調査に関する同意書
  - ウ 警察署長に提出した行方不明者に係る届出その他行方不明であることを確認できるもの
- (4) 前項第4号に該当する場合 次に掲げる書類
  - ア 収入状況等申告書
  - イ 収入等の調査に関する同意書

ウ 登記事項証明書、公的機関に提出した届出書の写しその他の事業を廃止し、又は  
休止したことを確認できるもの

(5) 前項第5号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 収入状況等申告書

イ 収入等の調査に関する同意書

ウ 雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条  
の2第1項第1号の雇用保険受給資格者証をいう。）、事業主等による証明書その  
他の失業したことにより収入を得ることができないことを確認できるもの

（平28規則100・追加）

16 第11条の規定は、平成28年9月30日までの間に受けた介護サービスに対し附則第14項  
の規定によるサービス費等の特例の適用をする場合については、適用しない。この場合  
において、同項に規定するサービス費等の特例の適用を受けようとする者は、同項各号  
のいずれかに該当する旨を介護サービス事業者に申し出なければならない。

（平28規則100・追加）

17 次に掲げる者に係るサービス費等の特例は、第12条の規定にかかわらず、平成28年4  
月1日から平成29年9月30日までの間に受けた介護サービスについて適用する。

(1) 附則第14項の規定によるサービス費等の特例の適用を受ける者

(2) 熊本地震被災被保険者であって、第10条に規定するサービス費等の特例の適用を受  
ける者（熊本地震に起因して同条第1項各号に掲げる事由に該当することとなった者  
に限る。）

（平29規則30・全改）

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免の特  
例等）

18 法第9条に規定する被保険者であって新型コロナウイルス感染症の影響により収入が  
減少したもの等に係る条例第13条の規定による保険料の減免の額は、第13条に規定する  
もののほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場  
合において、同条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる区分並びに次の各号に掲げる  
区分のうち2以上に該当するときは、これらのうちその者に最も有利な区分によるもの  
とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として  
維持する者（以下この項及び次項において「生計維持者」という。）が死亡し、又は

重篤な傷病を負った場合 全額

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の令和4年の不動産所得に係る総収入金額、事業所得に係る総収入金額、給与所得に係る総収入金額又は山林所得に係る総収入金額（以下この号において「事業収入等」という。）のいずれかにつき減少額（保険金、損害賠償金その他これらの類するものにより補填される部分の金額を除く。）が令和3年の当該事業収入等の10分の3以上となる減少が見込まれ、かつ、生計維持者の令和3年の合計所得金額（政令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。）のうち事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円以下である場合 当該第1号被保険者の保険料の額に生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得の合計額を乗じて得た額を生計維持者の令和3年の合計所得金額で除して得た額に、次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じて同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額

生計維持者の令和3年の合計所得金額	割合
210万円以下	10分の10
210万円を超えるとき。	10分の8

- (3) 前号に掲げる場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により生計維持者が事業等を廃止し、又は失業したとき 全額

（令2規則62・追加、令3規則52・令4規則32・一部改正）

19 前項前段の規定による保険料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を減免申請書に添付しなければならない。ただし、市長は、必要がないと認めるときは、当該書類の一部の提出を省略させることができる。

- (1) 前項第1号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 収入等の調査に関する同意書

イ 死亡診断書、医師の診断書その他の死亡し、又は重篤な傷病を負ったことを確認できるもの

- (2) 前項第2号に該当する場合 第14条第2項第2号に掲げる書類

- (3) 前項第3号に該当する場合（生計維持者が事業等を廃止した場合に限る。） 次に掲げる書類

ア 収入等の調査に関する同意書

イ 登記事項証明書、消費税法（昭和63年法律第108号）第57条第1項の規定により税

務署長に提出した届出書（同項第3号に該当することとなったことにより提出したものに限る。）の写し、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定により税務署長に提出した届出書（事務所、事業所等を廃止したことにより提出したものに限る。）の写しその他の事業等を廃止したことを確認できるもの

(4) 前項第3号に該当する場合（生計維持者が失業した場合に限る。） 次に掲げる書類

ア 収入等の調査に関する同意書

イ 雇用保険被保険者離職票（雇用保険法施行規則第17条第1項の離職票をいう。）の写し、雇用保険受給資格者証（同令第19条第3項の受給資格者証をいう。）の写し、事業主等による証明書その他の失業したことを確認できるもの

（令2規則62・追加）

20 第15条の規定にかかわらず、附則第18項に規定する保険料の減免（同項後段の規定により第13条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる区分によりされる減免を含む。）を受ける者の減免の対象となる保険料の額は、令和4年度分の保険料のうち令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期が到来する保険料の額とする。この場合において、第15条第4項中「保険料（既に普通徴収の方法により納付しているものを除く。）」とあるのは、「保険料」とする。

（令2規則62・追加、令3規則52・令4規則32・一部改正）

附 則（平成12年9月13日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第27号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第95号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第55号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月18日規則第61号）

この規則は、平成18年5月24日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第33号）抄

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 3 この規則の施行の際現に使用されている第6条による改正前の熊本市介護保険法等の施行に関する規則様式第1号に基づく介護保険料徴収吏員証は、第6条による改正後の熊本市介護保険法等の施行に関する規則様式第1号に基づく介護保険料徴収職員証とみなす。

附 則 (平成21年3月31日規則第32号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度から平成23年度までにおけるこの規則による改正後の熊本市介護保険法等の施行に関する規則(以下「新規則」という。)第10条及び第13条の規定の適用については、新規則第10条第1項第1号及び第2号並びに第13条第1項第1号から第3号までの規定中「条例第3条第4号から第9号までに該当する者」とあるのは、それぞれ「条例第3条第4号から第9号までに該当する者及び政令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者」とする。

附 則 (平成22年3月19日規則第25号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。ただし、第14条第2項、第15条、第20条第2項及び様式第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月29日規則第64号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市介護保険法等の施行に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成23年3月12日から適用する。
- 2 平成23年3月12日からこの規則の施行の日の前日までの間に介護保険法(平成9年法律第123号)第50条各号に掲げる介護給付を受けた新規則附則第5項に規定する被災被保険者が、同項に規定するサービス費等の特例の適用を受けた場合における新規則附則第7項の規定の適用については、同項中「同項に規定するサービス費等の特例に係る第11条第1項の申請書が提出された日」とあるのは、「平成23年3月12日から熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則(平成23年規則第64号)の施行の日の前日までの間に法第50条各号に掲げる介護給付を受けた日」とする。

附 則 (平成24年3月29日規則第83号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度から平成26年度までにおけるこの規則による改正後の熊本市介護保険法等の施行に関する規則（以下「新規則」という。）第10条及び第13条の規定の適用については、新規則第10条第1項第1号及び第2号中「条例第3条第3号に該当する者」とあるのは「条例第3条第3号に該当する者並びに政令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者」と、「条例第3条第4号から第10号までに該当する者」とあるのは「条例第3条第4号から第10号までに該当する者並びに政令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者」と、新規則第13条第1項第1号から第3号までの規定中「条例第3条第1号から第3号までに該当する者」とあるのは「条例第3条第1号から第3号までに該当する者並びに政令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者」と、「条例第3条第4号から第10号までに該当する者」とあるのは「条例第3条第4号から第10号までに該当する者並びに政令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者」と、同条第2項第2号中「条例第3条第3号」とあるのは「条例第3条第3号並びに政令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）」とする。

附 則（平成25年2月28日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月12日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日規則第3号）

- 1 この規則は、平成26年3月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市介護保険法等の施行に関する規則（以下「新規則」という。）附則第7項の規定は、この規則の施行の日以後のサービス費等の特例について適用し、同日前のサービス費等の特例については、なお従前の例による。
- 3 新規則附則第10項の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3月30日規則第42号）

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。ただし、第 7 条及び第 9 条の 2 並びに附則第 7 項及び第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 7月31日規則第60号）

この規則は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則（平成28年 3月23日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 7月15日規則第90号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年 4月 1日から適用する。

附 則（平成28年 9月27日規則第100号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年 4月 1日から適用する。

附 則（平成29年 3月31日規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市介護保険法等の施行に関する規則（以下「改正後の規則」という。）附則第14項の規定は平成28年 4月 1日から、改正後の規則附則第17項の規定は平成29年 3月 1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に熊本市介護保険法等の施行に関する規則附則第11項に規定する保険料の減免（同項後段の規定により同規則第13条第 1 項各号又は同条第 2 項各号に掲げる区分によりされる減免を含む。）を受ける者から同規則第14条第 1 項の規定により提出されている平成28年度分の保険料の減免申請書は、平成28年度分の保険料及び平成29年度分の保険料の減免申請書とみなす。この場合において、当該減免の申請に係る平成29年度分の保険料について附則第11項後段の規定により同規則第13条第 1 項各号に掲げる区分により減免がされるときは、同項第 1 号中「当該保険料の賦課期日の属する年（当該日が 1月 1日から 3月31日までの日に該当する場合にあっては、その前年。以下「賦課期日所属年」という。）の前年の合計所得金額」とあるのは「平成27年の合計所得金額」と、同項第 3 号中「賦課期日所属年の前年の合計所得金額」とあるのは「平成27年の合計所得金額」と、「賦課期日所属年の前年中の収入額に対する賦課期日所属年中の収入額」とあるのは「平成27年中の収入額又は平成28年中の収入額に対する平成29年中の収入額」と読み替えるものとする。

- 3 熊本地震被災被保険者（附則第 2 項に規定する者を除く。）に係る平成29年度分の保

険料について熊本市介護保険法等の施行に関する規則附則第11項後段の規定により同規則第13条第1項各号に掲げる区分により減免がされるときは、同項第1号中「当該保険料の賦課期日の属する年（当該日が1月1日から3月31日までの日に該当する場合にあっては、その前年。以下「賦課期日所属年」という。）の前年合計所得金額」とあるのは「平成27年又は平成28年の合計所得金額」と、同項第3号中「賦課期日所属年の前年の合計所得金額」とあるのは「平成27年又は平成28年の合計所得金額」と、「賦課期日所属年の前年中の収入額に対する賦課期日所属年中の収入額」とあるのは「平成27年中の収入額又は平成28年中の収入額に対する平成29年中の収入額」と読み替えるものとする。

- 4 この規則の施行の際現に改正後の規則附則第7項各号に掲げる者から、この規則による改正前の熊本市介護保険法等の施行に関する規則第12条又は附則第17項に規定する期間に係る特例の適用の申請をするために提出されている申請書は、改正後の規則附則第17項に規定する期間に係る特例の適用の申請のために提出された申請書とみなす。

附 則（平成30年3月26日規則第18号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項第1号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第13条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年7月25日規則第60号）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。ただし、附則第11項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月6日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月19日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の附則第11項及び第18項から第20項までの規定は、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和3年3月26日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月9日規則第52号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の附則第18項及び第20項の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度分の保険料であって、令和2年度末に第1号被保険者の資格を取得したことにより令和3年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものに対する減免については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則中附則第7項第1号及び第10項第1号の改正規定は公布の日から、附則第18項第2号及び第20項の改正規定は令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の附則第18項第2号及び第20項の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の保険料であって、令和3年度末に第1号被保険者の資格を取得したことにより令和4年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものに対する減免については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の附則第8項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和4年度分の保険料であって、令和4年度末に第1号被保険者の資格を取得したことにより令和5年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものに対する減免については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第7項、第8項及び第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の附則第8項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料につ

いて適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

- 3 令和5年度分の保険料であって、令和5年度末に第1号被保険者の資格を取得したことにより令和6年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものに対する減免については、なお従前の例による。

様式第1号（第20条関係）

（平12規則65・追加、平19規則33・平22規則25・一部改正）

様式第1号(第20条関係)

(表)

第	号
介護保険料徴収職員証	
熊本市	
課名	
職名	
氏名	
	( 年 月 日生)
(本証の有効期間は、現職在任期間とする。)	
	年 月 日 発行
	熊本市長 印

縦 6.3センチメートル

横 9.2センチメートル

(裏)

注 意 事 項	
1 本証は、介護保険料の賦課徴収に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。	
2 本証は、関係人の請求があったときには、何時でもこれを提示しなければならない。	
3 本証を他人に貸与若しくは譲渡し、又は改ざんしてはならない。	

熊本市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則〔高齢福祉課〕

平成18年3月31日

規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(令6規則35・一部改正)

(指定を受けたことの標示)

第2条 法第115条の2第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(平21規則14・令6規則35・一部改正)

(雑則)

第3条 この規則に規定するもののほか、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平21規則57・旧第7条繰上、令6規則35・旧第6条繰上)

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則に規定する指定介護予防支援事業所の指定に関し必要な手続は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成21年3月23日規則第14号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年6月24日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月27日規則第35号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則〔介護事業指導課〕

平成18年3月31日

規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(令6規則25・一部改正)

(指定を受けたことの標示)

第2条 法第78条の2第1項又は第115条の12第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(平21規則14・令6規則25・一部改正)

(雑則)

第3条 この規則に規定するもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平21規則57・旧第8条繰上、令6規則25・旧第7条繰上)

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則に規定する指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に関し必要な手続は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則(平成21年3月23日規則第14号)

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成21年6月24日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月22日規則第25号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

制定	平成15年	3月14日	市長決裁
改正	平成16年	3月29日	市長決裁
	平成17年	3月30日	市長決裁
	平成18年	4月1日	市長決裁
	平成18年	5月23日	健康福祉局長決裁
	平成21年	3月31日	高齢介護福祉課長決裁
	平成22年	4月1日	健康福祉局長決裁
	平成22年	6月1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成24年	4月1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成27年	4月1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成27年	9月29日	高齢介護福祉課長決裁
	平成28年	3月30日	市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市介護保険条例(平成12年条例第5号。以下「条例」という。)第13条及び熊本市介護保険法等の施行に関する規則(平成12年規則第40号。以下「規則」という。)第13条から第18条までの規定による保険料の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 規則第13条第2項第1号に規定する「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された」者は、刑の確定にかかわらず、逮捕に引き続き30日以上、身体の抑留又は拘束を受けている第1号被保険者とする。

2 規則第13条第2項第2号に規定する「市長が生活に困窮していると認める」者は、次の各号のいずれにも該当する第1号被保険者とする。

- (1) 保険料の所得段階区分が第2段階又は第3段階(条例第3条第1項第2号又は第3号に掲げる区分)であること。
- (2) 世帯(同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、同一世帯とする。)の申請年の年間収入見込額(給与、年金、事業所得等を含む全ての収入)が別表1に基づき算定した額(以下「基準額」という。)の範囲内であること。
- (3) 市民税を課税されている者が被保険者となっている健康保険等の医療保険において、被扶養者となっていないこと。
- (4) 第1号被保険者及びその世帯に属する者の預貯金の合計額が、単身世帯で200万円、2人世帯で400万円、3人世帯以上で500万円の額を超えないこと。
- (5) 第1号被保険者及びその世帯に属する者が、居住用以外に処分可能な土地及び家屋を有していないこと。
- (6) 減免申請時点において、介護保険料の滞納がないこと。ただし、納付相談のうえ、納付誓約書の提出がある場合は、この限りでない。

3 規則第13条第2項第3号に規定する「市長が特別の事由があると認める場合」は次の各号に掲げる場合とし、「市長が定める額」はそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 世帯主又はその世帯に属する被保険者が債務返済のため居住用財産を譲渡し、その譲渡所得を債務の返済に充て、そ

- の譲渡所得に対し保険料が賦課されている場合 債務の返済に充てた費用の範囲内で、当該所得を控除し、算定した額
- (2) 世帯主又はその世帯に属する被保険者が居住用財産を公共事業のために国又は地方公共団体に譲渡等したことにより、譲渡所得及び一時所得を取得し、その譲渡所得及び一時所得に対し保険料が賦課されている場合 当該所得を控除し、算定した額
- (3) 世帯主又はその世帯に属する被保険者が居住用財産を譲渡したことにより、譲渡所得を取得し、当該譲渡所得の生じた日の前後1年以内に当該譲渡所得を自らの居住用財産の取得に充て、現に居住する場合であって、当該譲渡所得に対し保険料が賦課されている場合（前号に該当する場合を除く。） 居住用財産の取得に充てた費用の範囲内で、当該所得を控除し、算定した額

（年間収入の算定方法）

第3条 前条第2項第2号に規定する世帯の申請年の年間収入見込額は、次に掲げる区分によりそれぞれ算定し、それらを合算するものとする。

- (1) 給与（別表2に掲げる額を控除後の額）及び年金の収入額
- (2) 事業所得、不動産所得等の所得金額（必要経費を控除した額）
- (3) 前2号に掲げる以外の収入金額

2 前条第2項第2号に規定する世帯の申請年の年間収入見込額の算定に当たっては、次の各号に掲げるもののうち当該第1号被保険者の居住用の土地及び家屋に係る部分を控除するものとする。

- (1) 地代及び家賃（家賃については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第3の2の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める額を上限とする。）
- (2) 固定資産税

（申請の方法）

第4条 減免の申請は、原則として本人又は家族が行うこととする。それ以外の代理人が申請する場合には、委任状を必要とする。

（申請に必要な書類）

第5条 規則第14条第1項に規定する減免申請書は、様式第1号とする。

2 規則第14条第2項に規定する減免申請に係る添付書類は、別表3に掲げるとおりとする。

（減免の適用期間）

第6条 保険料の減免は、当該年度のうち、減免申請書が提出された日以後に納期が到来する保険料について行うものとする。

2 規則第13条第2項に該当する者の保険料の減免は、前項の規定にかかわらず、年度初日まで遡って適用するものとする。

3 規則第13条第2項第1号又は第2号に該当する者で当該減免の理由となる状態が翌年度以降も継続し、保険料の減免を受けようとするものは、年度ごとに減免の申請を行わなければならない。ただし、減免後の保険料に未納がある場合には、完納を申請の条件とする。

（減免の決定）

第7条 保険料減免の申請がなされた場合には、審査のうえ、速やかに申請者に対して決定内容を通知する。ただし、当該年度の保険料減免は、当該年度分の保険料確定日に決定するため、当該年度の保険料確定日前になされた申請に関しては、決

定を保留することができる。

(減免理由が2以上の場合)

第8条 条例第13条第1項各号のいずれか2つ以上に該当する者については、当該者に係る減免後の保険料の額が最も小さくなるものを適用する。

(口座振替の勧奨)

第9条 普通徴収の対象者が減免を適用された場合は、口座振替の利用を勧奨する。

(留意事項)

第10条 規則第13条第2項第2号に規定する減免は、利用料までは波及しないため、高額介護サービス費等、利用料までの減免が必要な場合には、従前の「生活保護境界層判定」を活用する。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年4月1日から平成15年6月16日までに行われた規則第13条第2項第2号に規定する保険料減免の申請に係る減額の適用については、平成15年4月からとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

介護保険料減免基準額

単位：円

	収入基準額 (年額)	預貯金基準額
単身世帯	1,000,000	2,000,000
2人世帯	1,500,000	4,000,000
3人世帯	2,000,000	5,000,000
4人世帯	2,500,000	5,000,000
以後1人増えるごとに500,000円加算		

障害者加算

生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第2章の2の規定に定める障害者加算の対象者がいる場合は、同基準に基づき算定した額を収入基準額に加算する。

別表2（第3条関係）

給与収入基礎控除額表	収入金額別区分		1人目	2人目以降									
	0 ~ 8,000	8,001 ~ 8,339	8,340 ~ 11,999	12,000 ~ 15,999	16,000 ~ 19,999	20,000 ~ 23,999	24,000 ~ 27,999	28,000 ~ 31,999	32,000 ~ 35,999	36,000 ~ 39,999	40,000 ~ 43,999	44,000 ~ 47,999	
	0 ~ 8,000	8,000	8,340	9,030	9,720	10,410	8,850	9,440	10,010	10,600	11,190	11,770	12,360

48,000	~	51,999	15,220	12,940
52,000	~	55,999	15,910	13,520
56,000	~	59,999	16,600	14,110
60,000	~	63,999	17,290	14,700
64,000	~	67,999	17,980	15,280
68,000	~	71,999	18,660	15,860
72,000	~	75,999	19,350	16,450
76,000	~	79,999	20,040	17,030
80,000	~	83,999	20,730	17,620
84,000	~	87,999	21,420	18,210
88,000	~	91,999	22,100	18,790
92,000	~	95,999	22,570	19,180
96,000	~	99,999	22,940	19,500
100,000	~	103,999	23,220	19,740
104,000	~	107,999	23,510	19,980
108,000	~	111,999	23,800	20,230
112,000	~	115,999	24,080	20,470
116,000	~	119,999	24,370	20,710
120,000	~	123,999	24,660	20,960
124,000	~	127,999	24,940	21,200
128,000	~	131,999	25,230	21,450
132,000	~	135,999	25,520	21,690
136,000	~	139,999	25,800	21,930
140,000	~	143,999	26,090	22,180
144,000	~	147,999	26,370	22,410
148,000	~	151,999	26,660	22,660
152,000	~	155,999	26,950	22,910
156,000	~	159,999	27,280	23,190
160,000	~	163,999	27,550	23,420
164,000	~	167,999	27,890	23,710
168,000	~	171,999	28,090	23,880
172,000	~	175,999	28,380	24,120
176,000	~	179,999	28,750	24,440
180,000	~	183,999	28,950	24,610
184,000	~	187,999	29,240	24,850
188,000	~	191,999	29,530	25,100
192,000	~	195,999	29,810	25,340
196,000	~	199,999	30,200	25,670
200,000	~	203,999	30,200	25,670
204,000	~	207,999	30,200	25,670
208,000	~	211,999	30,200	25,670
212,000	~	215,999	30,200	25,670
216,000	~	219,999	30,200	25,670
220,000	~	223,999	30,200	25,670
224,000	~	227,999	30,200	25,670
228,000	~	231,999	30,200	25,670
232,000	~	235,999	30,200	25,670
236,000	~	239,999	30,200	25,670
240,000	~		30,200	25,670

別表3（第5条関係）

区	分	必要な書類
<p>条例第13条第1項第1号から第4号までに掲げる場合</p>	<p>共 通</p>	<p>収入等の調査に関する同意書 （当該年の収入(見込み)が分かるもの） 源泉徴収票 年金支払(振込)通知書 雇用保険の受給者証 給与明細書</p>
	<p>第1号に掲げる場合</p>	<p>り災証明書 被害箇所の写真等状況の分かるもの</p>
	<p>第2号に掲げる場合</p>	<p>障害者手帳 診断書 生命保険等の支払通知書</p>
	<p>第3号に掲げる場合</p>	<p>銀行取引停止処分通知 離職証明書</p>
	<p>第4号に掲げる場合</p>	<p>被害証明書（共済加入の有無）</p>
<p>規則第13条第2項第1号に掲げる場合</p>		<p>在所証明書</p>
<p>規則第13条第2項第2号に掲げる場合</p>		<p>収入等の調査に関する同意書 収入状況等申告書 （当該年の収入(見込み)が分かるもの） 給与明細書 源泉徴収票 年金支払(振込)通知書 雇用保険の受給者証 預貯金通帳の写し 健康保険証の写し 賃貸借契約書、地代家賃証明書等地代や家賃等の状況が分かるもの 資産の状況の分かるもの 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書等 障害者加算の対象者に該当することを確認できるもの</p>

<p>規則第13条第2項 第3号に掲げる場合 (要綱第2条第3項 各号に掲げる場合)</p>	<p>収入等の調査に関する同意書 (住居等を譲渡し債務返済、代替資産の取得又は新たな住居を購入したことを確認できるもの) 不動産売買契約書 債務返済又は代替資産購入の領収書 債務返済の場合は、契約書等その事実を確認できるもの 資産購入の場合は、資産購入の登記簿(抄)本等、資産購入を確認できるもの 転居の事実(現住所)が分かるもの(住民票、賃貸借契約書等) 確定申告書の控え</p>
--	---

上記のうち該当するものを添付すること。

また、上記以外でも規則第14条第2項各号に掲げる区分に応じ、必要と認められるものを添付すること。

介護保険料減免申請書

年 月 日

氏名		被保険者との関係	
住所	〒 <span style="float: right;">電話番号( ) -</span>		

熊本市長(宛)  
次のとおり、年度介護保険料の減免を申請します。

被 保 険 者	被保険者番号			
	フリガナ		性別	生年月日
	氏名		男・女	明・大・昭 年 月 日
	住所	〒 <span style="float: right;">電話番号( ) -</span>		
主たる生計維持者	氏名		住所	〒

\*主たる生計維持者が被保険者本人の場合、氏名以外は記入不要

申請理由	1.災害等 2.死亡・長期入院等 3.失業等 4.生活困窮(第2・3段階) 5.その他( )

減免を受けようとする保険料額		円	
	特別徴収	普通徴収	納付期限
4月			年月日 10月
5月			年月日 11月
6月			年月日 12月
7月			年月日 1月
8月			年月日 2月
9月			年月日 3月

職員記入欄 受付者〔 〕

保険料率階	方書	送付先	口座	認定	滞納・分納相談
第 段階	有( ) 無	有 無	有 無	有 利用料減免 該当・非該当 無	有 無

制定 平成11年10月 1日

改正 平成15年 4月 1日健康福祉局長決裁

平成18年 4月 1日健康福祉局長決裁

平成21年 4月 1日高齢介護福祉課長決裁

平成22年10月 8日高齢介護福祉課長決裁

平成24年 3月30日高齢介護福祉課長決裁

平成24年 9月 1日高齢介護福祉課長決裁

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第14条に規定する介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の適切な運営に資することを目的とする。

(構成)

第2条 認定審査会は、法第15条第2項の定めるところにより、次の各号に掲げる分野ごとに定める職種のうち、市長の委嘱を受けた者をもって構成する。

(1) 医療分野 医師

(2) 保健分野 歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等

(3) 福祉分野 社会福祉施設長、社会福祉士、介護福祉士、社会福祉施設職員(社会福祉主事の資格を有し一定の実務経験を有する者)等

(会長及び副会長)

第3条 認定審査会に、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第7条の定めにより会長を置くほか、副会長を置くこととする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(認定調査員との兼務)

第4条 認定審査会委員(以下「委員」という。)は、原則として認定調査員として認定調査に従事することはできない。

(合議体)

第5条 認定審査会の合議体(以下「合議体」という。)は、区役所福祉課に38合議体を設置する。

2 各合議体は、保健・医療・福祉の各分野の均衡に配慮し、あらかじめ会長が指定する者をもって構成する。

3 各合議体は、原則として月2回開催するものとする。但し、これにより対応が困難な場合は、臨時審査会を開催することができる。

4 開催にあたっては、各合議体の過半数以上の出席をもって定足数とする。

(議長)

第6条 各合議体における審査判定は、合議体を構成する委員のうち座長又は副座長を議長として行う。

2 議長に事故あるときは、当該合議体に所属する委員の中より議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議決)

第7条 合議体において議長は、審査判定にあたって委員間の意見を調整し、合意を得よう努めなければならない。

2 合議体の議決は、令第9条の定めるところにより、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 各合議体の議決をもって、認定審査会の議決とする。

( 審査判定 )

第 8 条 合議体は、認定調査票における「基本調査」及び「特記事項」並びに「主治医意見書」に記載された主治医の意見に基づき、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）」による要支援認定基準及び要介護認定基準（以下「認定基準」という。）に照らし、次の各号について審査判定を行う。

- (1) 要介護状態又は要支援状態に該当すること。
- (2) 介護の必要の程度等に応じて認定基準で定める区分（以下「要介護状態等区分」という。）

2 特に必要がある場合は、次の各号について意見を付することができる。

- (1) 被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項
- (2) 居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項

3 第 2 号被保険者である審査対象者にあつては、主治医意見書により令第 2 条に規定される特定疾病によって生じている障害（生活機能の低下）を原因として要介護状態又は要支援状態になっていることを確認しなければならない。

( 事前の準備 )

第 9 条 各合議体を所管する区役所福祉課の事務局（以下「事務局」という。）は、認定審査会開催に先立ち、当該開催日の認定審査会において審査判定を行う審査対象者をあらかじめ決めた上で、該当する対象者について以下の資料を作成する。この場合において、これらの資料は、氏名、住所など個人を特定できる情報を削除した上で作成する。

- (1) 基本調査結果及び主治医意見書を用いて一次判定用ソフトウェアによって分析・判定された結果
- (2) 特記事項の写し
- (3) 主治医の意見書の写し

2 作成した資料は、事前に委員に配布することとする。

( 審査及び判定の手順 )

第 10 条 合議体における審査及び判定の手順は、介護認定審査会の運営について（平成 21 年 3 月 31 日老発第 0331006 号厚生労働省労働局長通知）に基づき、行うものとする。

( 審査判定における留意事項 )

第 11 条 概況調査及び過去に用いた審査判定資料については、認定審査会が当該審査対象者の状態を把握するために参照することは差し支えないが、審査判定の際の直接的な資料としては用いない。

2 審査会資料のうち、「認知機能・状態の安定性の評価結果」は、介護の手に係る審査判定において要介護 1 相当と判定された者に対する状態の維持・改善可能性に係る審査判定においてのみ用い、介護の手に係る審査判定において「認知機能・状態の安定性の評価結果」を用いることはできない。

3 審査対象者が入院若しくは入所している施設、又は介護サービスを受けている施設等に所属する委員は、当該審査対象者の審査判定に限って加わることはできない。ただし、当該審査対象者の状況等について意見等を述べることは差し支えない。

( 議事の開示 )

第 12 条 審査会の議事は、第三者に対して原則非公開とする。

2 審査判定にあたって、法第 27 条第 9 号の規定により、必要に応じて審査対象者及び家族、主治医、認定調査員その他関係者の意見を聞くことができる。

3 審査会の議事録は、熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号）第 7 条第 5 号に基づき、公開しない。

( 庶務 )

第 13 条 認定審査会の運営については、各区役所福祉課において行う。

( 記録の保存 )

第14条 審査判定に用いた記録は各区役所福祉課において5年間保存する。

(国への報告)

第15条 市は、当該月における審査判定に関する必要事項を翌月10日までに、国に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、認定審査会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成15年4月1日から施行する。

(改訂要介護認定への移行)

第2条 改訂要介護認定の移行は別紙3に基づき行うものとする。

(経過措置)

第3条 この要綱による改正後の要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令に定める基準に基づき法第27条第8項前段(同法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)及び第32条第4項前段(同法第33条第4項及び第34条第2項において準用する場合を含む。)に規定する介護認定審査会による審査及び判定を行うことが困難であると認められる特別の事情がある場合における当該審査及び判定については、平成15年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(改訂要介護認定への移行)

第2条 改訂要介護認定の移行は別紙5に基づき行うものとする。

(経過措置)

第3条 この要綱による改正後の要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令に定める基準に基づき法第27条第5項前段(同法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)及び第32条第4項前段(同法第33条第4項及び第34条第2項において準用する場合を含む。)に規定する介護認定審査会による審査及び判定を行うことが困難であると認められる特別の事情がある場合における当該審査及び判定については、平成18年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

## 熊本市地域包括支援センター運営協議会の組織及び運営に関する要綱

制定	平成19年4月	1日健康福祉局長決裁
改正	平成22年9月	14日健康福祉局長決裁
改正	平成24年9月	6日高齢介護福祉課長決裁
改正	平成26年9月	9日高齢介護福祉課長決裁
改正	平成28年4月	1日高齢介護福祉課長決裁
改正	平成31年4月	1日高齢福祉課長決裁
改正	令和3年2月	1日健康福祉局長決裁
改正	令和5年3月	31日高齢福祉課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条の規定に基づき、熊本市地域包括支援センター運営協議会(以下、「運営協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 介護保険法(以下「法」という。)第115条の46に規定する地域包括支援センター(以下、「支援センター」という。)の設置等に関する事項の承認に関すること
- (2) 支援センターの行う業務に係る方針に関すること
- (3) 支援センターの運営に関すること
- (4) 支援センター職員の確保に関すること
- (5) その他の地域包括ケアに関すること

(委員)

第3条 運営協議会は、委員12名以内をもって構成する。

2 運営協議会の委員は、次に掲げる者(熊本市内で支援センターを設置している法人の役員を除く。)のうちから選任する。なお、委員を選任する場合、公募による方法も妨げないものとする。

- (1) 介護保険サービス事業者
- (2) 関係団体(医師、介護支援専門員等の職能団体の代表者)
- (3) 利用者、被保険者代表(高齢者団体等)
- (4) 権利擁護、相談事業を行う関係団体代表者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 運営協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、運営協議会を代表し会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠席したときは、会長職務を代理する。
- 4 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長の推薦とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会議)

第6条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の議事のために必要があると認められるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 5 会長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し審議することをもって会議に代えることができる。第3項の規定は、この場合について準用する。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、高齢福祉課に置くものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会に関する必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 熊本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱は廃止する。
- 3 この要綱の施行日に現に委員である者の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成22年9月17日から施行する。
- 6 この要綱は、平成24年9月6日から施行する。
- 7 この要綱は、平成26年9月9日から施行する。
- 8 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
- 11 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 熊本市地域密着型サービス運営委員会運営要綱

制定	平成19年	4月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成22年	9月	14日	健康福祉局長決裁
	平成23年	7月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成24年	5月	3日	高齢介護福祉課長決裁
	平成28年	3月	25日	高齢介護福祉課長決裁
	平成31年	3月	29日	高齢介護福祉課長決裁
	令和5年	3月	29日	介護保険課長決裁
	令和7年	3月	4日	介護事業指導課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額の設定に関すること。
- (2) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関すること。
- (3) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準の設定に関すること。
- (4) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準の設定に関すること。
- (5) 指定介護予防支援事業者の指定に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営に関し必要と認めること。

(構成)

第3条 委員会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任する。なお、選任する場合は公募によることもできる。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。ただし再任を妨げない。

4 委員は、熊本市の地域密着型サービス事業所の代表者は選任できないものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員会の会議は、委員長が召集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議録)

第5条 会議録には、次の事項を記載する。

- (1) 会議名称
- (2) 会議概要
- (3) 議題及びその内容
- (4) 審議過程
- (5) 決議事項

2 会議録は、当該年度の第1回委員会において、決定方法を定めるものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課に置くものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 熊本市地域密着型サービス運営委員会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月4日から施行する。

## 熊本市居宅介護支援事業者協議会会則

### (設 置)

第1条 熊本市における居宅介護支援事業の円滑な推進に資するため、熊本市居宅介護支援事業者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目 的)

第2条 協議会は、介護保険法（平成9年法律第123号）に定められる居宅介護支援事業者の重要な役割に鑑み、在宅要介護者等への適切な介護サービス計画の作成及び居宅介護支援事業の公正な運営等に関して、協議、研究等を行うとともに、会員及び関係機関の相互の連絡協調を図ることを目的とする。

### (協議事項)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 介護サービス計画作成に関すること。
- (2) 要介護認定調査その他介護保険に関すること。
- (3) 介護支援専門員に関すること。
- (4) 居宅介護支援事業者の運営に関すること。
- (5) その他本協議会の目的達成に必要なこと。

### (会 員)

第4条 協議会の会員は、熊本市内に拠点をもつ指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援事業者とし、会費の納入をもって会員とする。

### (役員の数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 会長、副会長、理事及び監事は、会員の互選により定める。

### (役員の仕事)

第6条 会長は協議会の事務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は協議会の円滑な運営のために協議する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第7条 会長、副会長、理事及び監事の任期は1年とし再任を妨げない。

2 欠員の場合は役員会で推薦し、補欠の役員の任期は、前任の者の残任期間をもって充てる。

(報酬)

第8条 役員は全て無報酬とする。

(役員会)

第9条 協議会に役員会を設置し、第5条に定める役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集し、会議の議長は会長が行う。

3 役員会は、協議会の運営に関する事項を決するものとする。

4 役員会は、役員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。

(総会)

第10条 協議会の総会は会長が招集し、会議の議長は会長が行う。

2 会長は、必要と認めるときは、総会に関係機関等の出席を求めることができる。

3 次に掲げる事項は、総会において議決するものとする。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 役員の選任に関すること。

(4) その他、役員会が必要と認めた事項

4 協議会の総会は、会員総数の2分の1以上の出席を持って成立するものとする。

この場合において、総会に出席できない会員は、委任状をもって出席に代えることができる。

5 総会の議決は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の開催)

第11条 協議会は次の会議を開催する。

(1) 役員会 月1回程度

(2) 総会 年1回

(3) 研修会 必要に応じ随時開催

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ臨時的に会議を開催することができる。

(部会)

第12条 協議会に部会を設置する。

(1) 介護サービス計画に関する部会

(2) 居宅介護支援事業の運営に関する部会

(3) その他役員会が必要と認めた部会

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する会員の互選により定める。
- 3 部会は部会長が招集し、議長は部会長がこれに当たる。
- 4 各部会に各区役所別に分会を設けることができるものとし、必要に応じて開催するものとする。

(熊本市の協力)

第 13 条 協議会の運営等にあたり、熊本市は必要な協力を行うものとする。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務局は、会長の所属する居宅介護支援事業者に置く。

(協議会の経費)

第 15 条 協議会の経費は会員の会費その他の収入をもってこれに当てる。

(会計年度)

第 16 条 会計は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会に諮り別に定めるものとする。

附 則

この会則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

(設置)

第1条 介護保険に係る中期的な財政を調整し、及び事業の安定的な運営を図る資金に充てるため、熊本市介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、介護保険会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険会計歳入歳出予算に計上し、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、介護給付に要する費用、予防給付に要する費用その他の介護保険事業に要する費用(介護保険の事務の執行に要する費用を除く。)の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。